



洋学文庫  
文庫8  
D 355



息邪漫錄

文庫  
D 355

010190617900



息那漫録

嘉永庚戌号令

嘉永庚戌の秋の号令に近來西洋学盛ニ成世人新事を  
 好ハ不々仰慕好事の学を記怪論を唱一何耳を好く  
 若一園上を記をのし信ハ紙成ハ均連ハ考も多クして  
 向來の何事歟生す。其ハ今も 籠手 全ハハ 其の号令を  
 其友府の記をのしハ村学近老の撰上論す。其ハ  
 其事其事其事ハ其事其事其事其事其事其事其事其事  
 論と云々 其ハ其事其事其事其事其事其事其事其事  
 其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事  
 其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事其事

勝保氏同藏書



へきといひる理の説はよくありし西洋学といふもの本は  
海峽の洋書を翻譯するのこゝろに國家の害もあは  
萬國の形勢凡土人情を知り火巻の術用兵の法我  
國の製法を知る防寇の用に供せしむる國家の裨益と  
ありき事少くはこれ其根の事ハ實事に施すといふ工  
拙精粗も明白に分る事ある所をすするよすし窮理  
乃説の如きは空論といふ實事と關係なき事あるれ事  
古し任じし論説し偽耳を驚す聖人の居家ハ人付を  
授るためは凡ハ人事と關係なき事ハ穿鑿せず天道を  
論するハ陰陽の變を究め陰陽ハ地道の剛柔入道の仁



義とお互に流動變化しし人事と施す大過をすし中む  
天命を知て命とあはすと君子とす皆人事を離る事不  
し人事を介しし空理を論せず洋書の天を論するハ  
説巧あるに似たりと云て悉く空理のこゝろに於て  
高賢の益あり天地日月雲霧ホの形質縁氣引力ホを  
臆説するは俗耳を驚すのこゝろに是を知り益なく  
あす進とし損ちき無用の空論聖人の論するは明あ  
は聖人の心力をすしし海峽の大本を務め無用の事  
心力を費さるる天地の形質を論し天地を死物といふ  
陰陽變化の神機妙用を知りしは聖人の肢體毛髮を執る

牛毛を分つた如く其理を論じたり人よ分す乃  
益あり忠孝仁義の徳業人身に於て須臾も離るるこ  
ろの大道あり事を知るも知るもわづらひの智より  
て物に徧るるこゝの先勢を急し丁まはあり故に毎月の  
空福ハ聖人のさす所之に他より僻学好事し若奇詭怪  
論を倡る西才の所理と精き事聖人し及ぶる所と  
詩張し幻をあり俗耳を驚かす天地を死物とし  
天は神道あり事を急し此ハ天地の神明を怪侮  
し畏る事を知らず聞闢以來皇統かまき事  
神州の萬國にすくまき事を知る

徒に戒杖を信し又聖人の教ハ明官の街宇に  
是を以て皇朝固有の神明の道を潤色せ  
らまき大道を聖人を怪侮し是又神明を  
怪侮するの理し又幕府にて天朝を以て神  
を敬し聖人の道を以て法教の平より西洋の邦教は去  
最禁せしむるも天朝を以て神明を以て聖人の道  
を以て怪侮し是より至て西洋の邦教を以て陰に存  
しき事付西道の礼ありしを最禁を以て後らまき  
を以て實ハ甚き教を以て非を以て怪るるありし  
妄言し文人儒生の中しき説を附わするものありと云是

幕府の教禁をも狂侮して 社宗の深意を度かず  
其玩暗し民心に推移り民皆 天朝の神威をも聖人  
をも狂侮し 幕府の教禁をも蔑視して却て戎狄を瞻仰  
する心を生じ他日の官勝へ言へざるもあつて向來  
如伊故弊生じりて民の心離れしを命今實に憂心せざる  
至らんや

外夷通商

世の奇玩怪論を好む者外夷の偏論を及頼塗泥して  
曰く天地の物を生ずる事各國宜きを言ひて西夷海  
外は通商交易して互を通し自他の國を以て有餘を

損ふ不足を補ふは天地生物の理を捕て民用に便  
しむるは西夷の通商は天地廣大の道に叶ひ鎖國の  
論は僅に一國を治るの論に止りて畢竟狭小なるを免  
むるありて治説をきくも其言ハ天地の大道を知らざる  
天地の及ぶ所を以てして生を治るは其言ハ其國を以  
其土地に在りて是れ物を生じ民を以て其物を衣食して必  
し海外の物を待たずして生を治るは其言ハ其國を以  
し其智巧を以て用ひて君父の事一妻子を以て終身  
憂患ありしむる即ち天地の大道に叶はず其國の  
風土一棍を以て天地の氣を受るは其言ハ其國を以て

を偏棄をふりしよを偏棄の國ハ一物餘りありて  
を他より乞ふるものなる國ハ一物不足の國ハ  
他國と交易して有餘を損して不足を補人も天地の道  
は寸分を失はれず 神州の如きは中和にして正氣を  
得たる國を以て善物の生ずる事ハ有餘不足なくして民  
用は事闕く事あり海内を生ずる物と以て養生を養ひ死を送り  
忠孝仁義の道を尽して土倫の交りをする事ハ古より惟神と  
云ハ即ち是ハ惟神とハ神の及ぶ事ハ一にして自ら神道  
ありとも義を以て遠境の異物奇貨を求むる事ハ城内  
の物を用て神のありし世を懐く事ハ是即ち天地自然の

大乃也 然るも今亦夫ハ已ら國の偏氣よして産物ハ  
有餘不足ありしを何れの國に寄回しき事と思ひ  
中山の業を以て國を以て偏棄の國の如く交易して  
之ハ天地の大乃を以て中和の國ハ他國を利する程  
は多くの産物を以て産物と云ふことハ 然れハ有餘不足あり  
國ハ其財物を悔ふへ出さば必國内ハ不足なる物出ずれば  
患とありハ眼病の事ハ千万年國内ハ有餘不足ありし  
を捨て交易を同さ民の患害を以てせしことハ不仁不  
義の事ハ一かゝの事ハ有る事ハ天地の  
道と云ふ 故耳を以て事ハ實ハ奇説怪論と云ふ 惡むべき

姦民ト非や且西来の通商ハ民の爲ト利を通る  
ト口功者ハさきつ事トモ其実ハ已リ爲ト利を謀ルハ  
高買の爲に西来の半ハ漢のせり西域西湖林と云ふ  
を又古リ高買を業トす國風あれハ利ヲ謀ルハ勿論ニ  
故ト軍通商ト自他の國を利トすト云ふあり貿易ト利を  
ゆつテ又通商の國トハ大抵已リ高國トあり厚賦を以テ  
已リ利トす民ハ賦税と出しく已リハ國を以テ天地の帝道  
あり其國居ヨキリトモ又海外の國ヨリ賦を以テ其  
兵道ト非して二思ト賦を以テ民カ困窮トすハ眼前の利ト  
小之トモ知キ事トモ 其賦ハ國居ヨリ出しくトモ國居

ト海外ト賦を以テ時ハ金穀ハ民ヨリ出さずト行ハ  
不ト出へキヤ故ト積蓄利トモ語元利ト併々其語  
才の狡猾者政事ト非たの厚賦トに因テ國中々繁榮ト  
奔狼ト語才ト併々其土人政令ト服従トテ其ト其小  
五ト謀テ礼を起すト云海東の國トモ其トア語才ト屬ト  
國語才ト然ト事トモ安永中語才ト云者ト推テ兵  
を託一寛政中語才ト石属を離ト其トト西鞏獨三ハ  
國トあり又新尾辣納トハ伊斯把の石属ありト伊  
斯把の政令に服セリ甘ト其苛酷の令を以テ人トハ彼  
と款トありト云るハ是ト云ふトモ其好ト文致ト



へ予シラ國のホリハルと云者大に勝利を以て文政の初其  
和政治の獨主州とあり伊刺把の苛政を免れ遂に伊刺  
把をも合庫銀國極樂城とあり秘りて地を奪取し又知里  
國も昔年ハ伊刺把に課金を出せし天保中ハルルを推し  
伊刺把に背き獨主國とあり白露ハ全銀を以て伊國の  
家々芳崎伊刺把の白露を併せたる時其王を擣し國  
人を責え金銭以て其出室しゆし其教へし國人即是を滿  
たし其金を取え又更に銀を滿せしよ云國人又其そのめり  
遂に其主を殺し論者めさしゆく有無を問はし其他の  
國も便乞し其他國を併けしゆし室を滿り禮の多くの金

銀を貪りたきも非又初ハ金を出せしよ又銀を以て  
了ハ初の言を食ふ不信也めけ人を欺き利を貪る事  
其力敵しりきもた久く屈服して病しり實に民心を  
折るるに非るる遂に皆そ獨主國とありしゆし即ち余  
に劣るるものハ余は降しりしる事や此他も厚賦しり  
民怨を事しりしる事多しりし事長きれ畧す又滿  
清の何片礼の如きも何片ハ大毒の物也  
紅毛番考畧  
人身體瘦削、面目青圓、元陽散失、不能生育、縱有三者、旋至病  
死、服之既久、欲罷不能、服體萎縮、臟腑潰出、蟲生體枯、症病腫  
已々國して是を後禁す  
紅毛番考畧、荷蘭法、食之者死、  
毛環視、以砲  
打之入海、  
通商して自他の國も便乞しとありハ已り國も



債を止之<sup>す</sup>ハたも<sup>り</sup>了<sup>し</sup>却る軍費を清の方より取  
と云ハ吾理の上の吾理有り何片の債銀カ存に多くカ  
人を殺し<sup>し</sup>清國を糜弊<sup>せ</sup>しめ加多分の銀を奪て  
糜弊の上<sup>に</sup>糜弊<sup>せ</sup>し<sup>て</sup>止<sup>ま</sup>り<sup>し</sup>自他の存便<sup>を</sup>云<sup>ふ</sup>  
けんや忠孝仁義を以國を治<sup>す</sup>る<sup>に</sup>未<sup>だ</sup>迄<sup>も</sup>至<sup>ら</sup>ずハ故<sup>も</sup>  
生<sup>か</sup>る<sup>る</sup>物<sup>も</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>に</sup>年商買を以國を建利<sup>を</sup>羊<sup>ふ</sup>と本<sup>色</sup>を<sup>す</sup>  
國<sup>の</sup>方<sup>に</sup>あり<sup>て</sup>放<sup>た</sup>利<sup>行</sup>多<sup>怨</sup>と云<sup>ふ</sup>わ<sup>く</sup>仇怨多<sup>き</sup>ハ高  
仇<sup>を</sup>あ<sup>ら</sup>す<sup>に</sup>不<sup>り</sup>口<sup>に</sup>よ<sup>り</sup>望<sup>を</sup>通<sup>じ</sup>る<sup>に</sup>天地の道<sup>を</sup>刑  
口<sup>を</sup>さ<sup>る</sup>る<sup>に</sup>口<sup>に</sup>よ<sup>り</sup>望<sup>を</sup>通<sup>じ</sup>る<sup>に</sup>大<sup>害</sup>あり<sup>し</sup>  
勿<sup>論</sup>且<sup>其</sup>來<sup>る</sup>下<sup>の</sup>相羅<sup>は</sup>其<sup>外</sup>奇<sup>を</sup>益<sup>を</sup>臨<sup>工</sup>と<sup>す</sup>

無益の物<sup>は</sup>無用の物<sup>の</sup>為<sup>に</sup>金銀銅の有用の物を失<sup>ふ</sup>  
和蘭一國の通商<sup>は</sup>夥<sup>く</sup>發<sup>達</sup>す<sup>る</sup>況<sup>や</sup>誘<sup>き</sup>身<sup>居</sup>法<sup>を</sup>  
屬<sup>來</sup>請<sup>了</sup>一國内<sup>に</sup>有用の物<sup>を</sup>充<sup>て</sup>て<sup>は</sup>金銀銅<sup>を</sup>失<sup>ふ</sup>  
益<sup>は</sup>多く<sup>に</sup>銳<sup>敏</sup>を<sup>許</sup>す<sup>る</sup>事<sup>は</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>に</sup>  
何<sup>を</sup>以<sup>て</sup>國<sup>を</sup>治<sup>す</sup>る<sup>に</sup>や<sup>れ</sup>ば<sup>は</sup>廉<sup>府</sup>を<sup>改</sup>拒<sup>し</sup>て<sup>は</sup>通  
商<sup>を</sup>許<sup>さ</sup>ず<sup>に</sup>其<sup>外</sup>奇<sup>を</sup>益<sup>を</sup>臨<sup>工</sup>と<sup>す</sup>  
清人魏<sup>添</sup>紅<sup>夷</sup>誘<sup>き</sup>の<sup>藉</sup>宗<sup>埠</sup>頭<sup>通</sup>互<sup>市</sup>為<sup>名</sup>專<sup>以</sup>鴉  
片<sup>之</sup>烟<sup>邦</sup>廢<sup>之</sup>教<sup>毒</sup>華<sup>民</sup>而<sup>耗</sup>銀<sup>幣</sup>日本<sup>深</sup>惡<sup>紅</sup>夷<sup>不</sup>  
與<sup>通</sup>市<sup>者</sup>防<sup>其</sup>行<sup>所</sup>與<sup>邦</sup>教<sup>也</sup>以<sup>刑</sup>罰<sup>之</sup>斷<sup>號</sup>令<sup>之</sup>專<sup>遂</sup>

足禁邦教訂阿片而莫敢輕犯聖武紀 海外して  
すらめは英断を称しをるに城日ニ在るから 洋を以て  
盤直を知りしを奇説怪論しを 俗耳を誤るに何の  
心そや

要求通市

傍夷の強て通市を要求す事第一の漸を以  
神州を己の所屬の如しを 國と誇耀せしは 彼之次は 納  
るに内地の庶民と親に己を耳目としあり 我情實を窺伺探  
偵し 諸小國を 互に牽引して 緩急の序を定む 詭譎の端を施  
し 其陰に邦教の旨を寓し 人心を移す之を 次は 銅の海

外諸國 自ら用る事あり 内地の銅を以て 銃 砲 鑄  
造の用に供せしむ 次は 阿片の輸入を 内地の生業に 故  
共進券し 諸と交易し 其手續を以 神州に 材木  
て 厚利を以て 欲し 次は 海東諸國へ 往來するに  
便路を以て 神州の地を 埠頭を設け 新火の便せしと  
す 我の口く 傍夷の内地の銅を以て 埠頭を設けんとす 埠頭の  
后も ありし 神州を 所屬の如し 之を 以て 形迹を  
あき 事なし 道憲を 以て 庶民と 親に 事し 嚴禁を  
あき 事なし 罪を 以て 庶民を 寓し 之を 以て 諸多の事  
を 今 外 虜も 是を 務とす 是 亦 已 爲 之 云 阿片の

抄本より其國系も其勢を設ちて賣買する事何れも其  
乞し過處あり及その余曰 神州を石属の如きもの  
形迹ハ未だ其意を此に他の國を以て其情言ハ知れず  
之れ西夷の通商する諸國諸島悉く吏を遣はして其  
治め課令を收納し一として其石属とせざるは満漢を  
加りハ大國を此に所屬するに難し其州縣と残破せ  
しに過ぎず其價銀を接し一は片を禁するを其爲の  
如く積り利く其下ノ捕頭を同く市易を盛らす其由  
由我僑たる事所屬の國に使令し其下ノ甚しき其名  
ハ屬國ハ此れも其意ハ屬國に其下ノ事あり彼諸國に

於て其 皆此の如くは其獨り 神州の如く其下ノ事を破せ  
るもや 神州の諸國も其下ノ五大州に隱かし  
其下ノ事已り所屬の如く其下ノ事國に誇耀せ其威武の威なる  
事を其界に冠する一は彼、欲する其下ノ事あり其  
らに是 神州も其下ノ属の如く其下ノ事と欲する其下ノ事  
通視し其下ノ確證ある事是を其下ノ事ハ井蛙の是れ  
從其し其下ノ一己の私意を誇り其下ノ事常陸の北海上陸  
其下ノ事其下ノ役を命せし其下ノ事橋船の長なる「ゲビシ」ケ  
ン「二人」の應對「言信ハ通せし其下ノ事地球圖を掲げて  
其下ノ事其下ノ領を其下ノ事其下ノ事其下ノ事其下ノ事

一を國に移さる 神州の方より西洋の方、國面を三度  
摩訶すす何の意あるも、詳なきはれり 神州を彼に  
服従せしめん といふは、是又思慮なき事也  
姦民と視む 事、嚴禁に依り、其詭計をありけり  
國亦の幸し 移さる 姦商、監買の巧詐、ハる錫、ハる露、亦  
きよのちを満情、ハる法、禁難、姦巧、愈密、商人、貪利、暮夜  
買込、監吏、受球、疑釋、不問、といふ、又、凡、船方、殺官、必、監視、監送、  
放洋、然、商人、貪利、先期、以、示、舟、載、錢、離岸、銅を以て事とす 官  
給、止、為、虛文、といふ、云々、  
一 獲きしものを誘ふハ、姦民を、つり、出、し、常、に、や、を、施、し、拍  
聖武記 附録 海上を私通を、た、り、お、不

を、与、り、邪、を、改、め、す、と、い、ふ、を、彼、等、の、め、を、再、月  
凡、身、こ、し、清、の、軍、中、の、事情、を、探、偵、す、清、の、是、を、漢、姦、と、云、ふ  
黨、教、誘、賣、す、教、を、し、  
内通、す、乃、以、其、内、を、し、  
敵、に、内、應、を、す、  
を、使、ひ、  
所、を、  
を、施、し、  
易、に、  
其、切、



入乙酉天保中ハアメリカ人船中に西洋在名の说法師を  
載号令佛郎索琉球ヲ滞居シテ土人に邦教を説き  
と云薩人又清人の書ヲ讀み七日に一ハ禮拜シ凡テ  
大小鬼子夷官ハ許シ往テ夷官ハ講説を聴ク夷民を  
訓導すテの意ト云ハ彼所屬の中及諸國ト云キ此  
ハ白鬼黒鬼ホモ常に講説を以テ其心を結ビ之は彼ノ邦  
教ヲ多ク傳フ者ト限ルコトヲ説キテ了ル清人の書ハ前  
ト云フ如ク通布を名トシテ邦教を以テ華民ト毒ト  
云然ハ清ハ漢姦多ク福夷の手引トシテ一ハ邦教を  
以テ民心を奪フ如ク是今時トシテ亦邦教を以テ他國の民

を煽動すとの説トナリ或人の無知多ク妄説必信ナ  
レカラス文政中東師ハ坂ハ陰陽師豊田貞ト云女あり  
又軍祀ト云ふより邦教を傳授シ西洋邦教の名目ト  
ハ非レト云陰ハ洋教の書を以テ大坂のきぬさの採い  
テ女ニ密授シテカ持テ多事トシテ多の金銀衣類等  
を貪リテ一罪を以テ大坂の教人磔罪トシ死刑ト處ス  
キテ予無ク人の知ラズ何事カ不にいうある女奴民ハ生  
テ予も計リ難クハ國教ニ嚴禁を設ラキテ海を  
テ予も計リ難クハ國教ニ嚴禁を設ラキテ海を  
外國より持渡ララる如ク憂ム事ハ一編者の意不



かゆく誘き通市を許されし何行を齎するは必定なり  
其時嚴禁を設けり且愚民好んで用ふるに及ぶは  
昔年烟草を嚴禁せしむるは終より禁められぬ  
一近年商人は何行を少くし持たざる中長崎の人商は用  
ると見ゆる者多し其患は未萌に消すべし患害生ずるに  
至るは胸を嘔き及べかりし 國家通市を絶て何行と形  
教とを防ましめて 神州の事を請人の欣慕せしむる  
能くすべしと形意を用ふる論と之を論者又曰く誘  
夷ハ兵力強盛し通市を許さるを欲す其我々ハ其  
我大寺もくし通市して是を禁じしと志あり 是

姑息あるのみならず以事懐し通市を論し誘き中より誘きの虜  
多し何事の幸し兵端を用ひし例ありしは虜情を察し其  
彼の使黠の虜無謀し卒尔し其在の師を起すは知るべし  
交易し固く常は往來し愚民を誘ひ虚實を察し其  
の被劫を云かけ其求むるを以て是を不し兵端を  
起す清の何危礼の如き清より本より通市せしむるは礼の起る  
事しむるしと通市せしむる何行を持たざる事端とありし  
國禁を犯し何行を鏡とせざるを怒るは其理を以て世に  
實に是非を辨する者稀しと聲大なる者倚りて其理を以て  
是を名にして兵をかりし其理も其中ハ通市せしむる兵端を

釀し清と本通市せしむる此禍瑞何と因る  
とせしや又と和議成し及んば何片をいふか如く坊後り  
以前ハ廣東のいしと交易せしと廣東福州厦門寧波上海  
の五ヶ所と交易する事とあり莫大の償銀をいふと清の  
臣と請ふの君臣と牛角の礼を用る事に約せし清は十  
分の恥辱をいふと清は兵船をいふと早座し誘ふハ兵威を  
来しと虚喝し詐増しと無理をいふと和議開し故より  
嘉永の初上海邊しと土人罪ありと軍艦をいふと舟山の港を  
絶根穀は北京に輸るを妨と犯人を根穀の通路と絶根を  
き者まゝと患共せしむる無理又南京と和約と廣東の内府

の内中ハ外人を出入せしむる約束ありと云ふ事これより  
先ツ二年餘ハ出入延引し事と誘ふ和約ありと云ふ事  
情ハ評をいふと内府の中ハ外人を入る事高枕の事  
し押入へすと云ふ無理ハ根ハ無理なる事を要求する事  
竟清しと和の敗るを畏るると云ふ事をいふと我は倭に  
和の契丹蒙古の案と和し鞏固満洲の明と和しめし  
名ハ講和と云ふ事其國を廢せし  
り事ありハ内府ハ和の敗る愈國を廢せし  
せしむる事をいふ故に明の鞏固と馬市を通せし時と羸  
馬といふ事をいふとこれハ大に寇盜しと明を困らしむる

請事の河片を多く持たせり清をぬきけり同一般之化ハ  
通市を許さるに兵部を乞ふに同當ハ毫釐も又許さず  
し必兵禍を憂ふと思ふも腹病者の眼花と推量し  
すそきまると見る事ハ非 暹羅ハ弱國を化し嘉永四  
年の凡送トエケレス高カ  
約を待たずし其に其年其年アメリアの使臣に在り  
在りて其れを以て年逐りして列強と云かく弱國を以て通市  
を拒之れし請事アリカ 往年病を以て通市を許さるに  
し強國を以て之を 社の大幸ト云  
の要、求虚喝の例中子隔りあさる事 社の大幸ト云  
神明の祐助と云奉り

交易品物

聖武記附録ト近世銀幣日窮、銀價日貴、至近且人

始知鴉片内灌透銀出洋之故、而其驟長尤在道光  
七年至十二年、此数年中、海疆節度之人、潰敗决落  
之故、粵人能言之、乞清之銀、外國一出多事 神州  
一之、銅、和蘭、出ると同一又紅毛番考畧ト其末以  
吹吸囉哩玻璃諸具、香珍寶、或竟以銀錢、其以湖  
絲陶器、糖霜錫、茶葉、大黃、實為要物、惟禁市書史、硝  
磺、米鐵、と云り、乞を以て清の海外ニ出るを言ふとい  
と、其の西の銀の、其の山の子、茅花言に和蘭の交易ハ他  
物を以て河に換ふるを指し、其後、清の交易ハ他  
品ト茶を要物ト又或女子、其のイキリス、茶を珠の外

琉球仕人への用い付交易の体と人々運成へ及  
此の唐東の  
交易を以て  
と評議あり 且イキリ入領南海諸島天竺及アメリカ各島  
（在り）  
多量とくすす 其品請の物と違上下りて宜と云ふりて之を  
神州の茶ハ上品ありハ和蘭の交易も茶を必出せり  
きこは外牛山の産物も参考し和蘭の交易、他物を以銅と換て西  
内の阿城せざる所ありたすす

小惠大欲

何れ乱れ付エケレスの軍卒 平所方より多上陸近付通  
行し時を任人古も隣り争あり 是れ取以て條を止  
まざる者より色すハるし多く立ゆり 之の如く市場は

ハ又唐國を行平マシテレイニ 在りハ敵討つるも其  
よハ神化をもちてエケレス人等土人よりあり又エリ  
オツト 在り土人より其の諸財を奪ひ  
事柄は決して無さるるも其の争ひは多し土人等大凡  
五分に四近去り又亭波を攻取れりて其の財を  
同き土人より其の地を攻取れりて其の財を  
とありりりめり其の財を奪ひて其の財を  
其を施し人々を収るる勿論多し其の財を  
銀二千兩元を要求し其内六百兩ハ取り取り廿日  
をとり九百兩にたり其貪婪減し虎狼の如く初



とる者多かりし。唐家誘の戦ハ清兵甚敗走り中に陝  
西の兵の勇を奮て防戦せし。四面余人逐し礮火の爲に敗  
りしを多く死し。時人の詩に、肝血横糊義勇頭。汝民一室  
警等の句あり。烈女ハ劉進の女鳳姑。時人の詩に、賊見女喜、女  
挿一死相持、力尽大罵起、罵賊一聲、賊斫一刀、千刀萬刀、  
罵聲愈高、已看血壁碎喉間、猶詭詐成千秋名、十九歲劉  
心一、岐の女三十二歲、勇に迫りまじく、井に投り、劉若金の妻、顧氏  
七十三歲、胡成、女三十二歲、杜茂茂の妹、十八、軍變氏の妻、  
唐氏、等し皆入水して死す。乍捕一処し、しぬ。あはれハ  
他所より多く志を移り、幸中より推て可なり。  
小五ハ名のこゝろ、其ハ毒薬を忍び、下加子、其の姦民  
ハ巴リ、利慾の毒服、俾り、可なり。 列韻、珂、曰く、小信、小五、遊  
と云即 却ての人心ハ慮おろし、眼せり、し、其効を、其怨怒す  
と云こ 其ハ和儀、伺る、後、其は誘船、二艘、打揚、るを、上  
人破却し、其人を殺し、 癸卯 又廣東の土民、外城の人を  
凡註

嫌ハ誘事、六人、遊樂子、其るを殺せしと云し 戊申 正、遊誘  
夷を怨怒、其るの、保り、れ、一、旦、ハ、小五、其、班、り、其、者、あ  
りと、ま、り、其、残、暴、を、怨、ま、の、情、を、考、し、載、信、を、る、を、  
あ、り、以、且、城、屋、街、市、墳、墓、の、残、破、せ、る、を、見、志、居、烈、女、の、情、  
毒、ハ、罪、り、を、ま、り、自ら、憤、激、の、心、を、起、り、仁、暴、の、差、別、を、  
自分、明、し、あり、人心、一定、し、公、論、を、自ら、定、り、然、怒、照、す、る  
者、多、く、ある、ハ、自、控、の、人情、を、信、り、誘、事、ハ、其、の、愚、ある、を、  
欺、き、巧、に、其、ハ、其、を、施、せ、ハ、其、を、餌、し、て、大、勢、を、遣、せ、し、  
との、謀、ある、を、し、り、し、其、ハ、其、を、誘、く、か、り、し、と、云、り、め、  
る、れ、ハ、お、り、其、の、利、害、を、知、る、と、あ、り、し、に、小、五、を、其、

ハ眼前の利は情女後の忠言は人付して凡庸なり  
是古今の存弊之在に歳日修め時を初ハ邪教を信せられ  
しつとも妻輩の少あるを以て心を悦ばしむるを見て其意を  
あつしむるをばしし産子之を伴逐せしむるは實に英明と  
稱する事なり

西妻不知人倫

天地ある人あり人何事ハ父子君臣夫婦長幼朋友あ  
り父子に親あり君臣に義あり夫婦に別あり長幼に序  
あり朋友に信あり此五の道を盡す時ハ人と生きたるは皆  
く事なればハ天地の及ばずて天地鬼神の意に事なす

夫ハ天地鬼神ハ事する人乃を教ふる天地鬼神  
の意に違ひざるものちなるハ西妻ハ此の理を不知し  
一箇の本事と云ふものを以て是を事するハ君父をハ君  
父と云ふ本事をちある君父と事する身命を抛て君父  
忠孝を存す心ハ事するを別する心より存く祖祀を事  
て國恩を報し甘んずるを以て父母を事す心よりハ本尊に  
幼物を事附する心ハ事するより君父ハ忠孝を存すハ即ち  
天地鬼神ハ事するの及ばざるを不知し西洋ハ君臣  
夫婦父子の事するを稱する事なり又君位をかく以  
て祖子孫の事一切を事するを不知し其意の三を以

國王の世を嗣ぎ或ハ女王を立て他種を以て教養とす紅毛有考案女子の  
世より有りて、其王位他種に譲らるる多し誘身の女王属

國の二王子を養父とす云々又ハ縁通は五十年幼少ハ五の母  
の血脈ハ三の母より時ハ生又代極中臣に生父ハ女王の死と云々  
夫の王子有りて、其國他種に譲らるる男を并女を立て國を治るる  
其血脈ハ後多し有り他國に大抵のめし

有 伊初把王を言して女子を立王 皆君臣父子の道有る  
の足身位を争て國を此類多し 皆君臣父子の道有る  
さる如く夫婦の及ハ天一地二一君二民の理より陽ハ妻より  
少く陰ハ男より多し天地の道は如く妻妻有る  
祖之の血脈を廣く一血女の一夫より争らるる血脈より一君より  
争らるる如くハ人乃少く即ち天乃之 西事ハ此道より争らるる  
王より争らるる 一夫一婦より争らるる如く依て他種を絶て國を

争り事 協國より絶てり 又一夫一婦と立て争らるる一婦より一  
夫を教養する事 今協身ハ女王属國の二王子を夫と  
争能も高き 争り事ハ非也其身を争らるる事ハ是を  
教ふ事也又天他の如く此道は以て宗族より本家ハ分  
家を恤む事ハ非也其争らるる事ハ長切の序より争らるる  
朋友の血脈 誠信を争らるる事ハ仁義を以て互に其血脈を  
良友より文を擇む事ハ友を以て争らるる事ハ信より争らるる  
事ハ在り西事ハ四海の人を争らるる事ハ以て君父を以て争らるる事  
等一視して是を友とす長切の序を不知益友協友の擇む  
事ハ西事ハ此道より争らるる事ハ以て信より争らるる事ハ



ハ朋友に信ありと云ふものハ五の人倫一トシテ其道を以テ  
事あり凡國ハ人倫なり忠孝仁義ハ正道行ふを以テ事  
夏文明の國トテ礼儀ハ身付僻子ハ佳ハ多ク而垂信厚利  
の隆大なるに睦睦トシテ徳を或秋之として妙正なるを以テ  
あり云々是等事ハ辨ハ人乃ハの明なると情事トハ二ツハ  
事ありと云々冠履を修テ大羊と君ををありと云々  
國乃事ありと云々事ありと云々是等を教礼トシテ丈夫と齊ク騰  
福するハ如ク廉恥事ありと云々

西夷不知礼義

禮ハ風土人情ト因テ判テるものなり四海ハ方々有テ

合異同あるハ勿論シこれ西夷ハ風土人情を觀テ其中  
判を立共事ハ各異トシテ其義を失事ありト云々  
故俗陋習の必ク是く改テ之トシテ鄙陋淫猥の風を去  
シテ端正休美の域ニ進テ之トシテ我秋ハ偏事の國  
トシテ中判の區を不立大羊の俗トシテ正情徳行多クハ曰  
習在俗トシテ礼のめ事事トありトシテ其礼ト云々鄙  
陋淫猥多ク風俗の俗トシテ其事あり其理正休美  
なる事ありト云々國三ハハ官長ト云々其時ハ手ト云々  
を撫テ之を暖心父母ト云々別トシテある時ハ其多ク云々其  
海録ト西洋トシテ其軍民見王及官長門外去帽人門走而進  
手撫共足而暖之然後垂手屈身抱腿向後退數步立而



一上陸時、松あり、有人を付、其處の道邊に  
て、婦女の姿をす、狂する、ぬく、あり、又ラ、ヤ、ヨ、く、と云  
て言、か、く、醜態を存せ、と云 松あり、藤高 又常陸の人  
津濱、上陸時、時、夫人未、あ、ま、み、所、途、を、徘徊、し  
婦人の乳を、を、搦、之、戯、り、と云、又陰隈の風を、見  
る、一、又、陰、隈、也、と云、年、も、な、く、生、列、の、辱、れ、を、死  
別、の、辱、れ、を、受、死、再、見、に、多、く、忘、る、る、め  
一、葬、礼、を、祀、年、回、も、な、く、墳、墓、を、あ、る、年、も、な、く、石  
碑、を、あ、る、加、比、丹、の、墓、ハ、石、を、あ、る、年、も、な、く、刻、す、磨  
滅、し、難、讀、黒、鬼、ハ、大、病、或、ハ、死、症、と、お、り、を、除、く、不、潔、を

とて死を、從、り、死、了、り、付、の、辱、れ、を、包、犬、馬、を、埋、る、に、不、潔、  
瓊、浦、通、り、又、日、又、海、録、り、人、死、候、墓、干、廟、中、有、後、来、者、則、  
扶、其、先、葬、者、掘、取、其、骸、骨、諸、廟、隅、而、全、後、至、者、墓、其、處、と云  
不、忍、用、又、汚、穢、を、多、事、を、不、知、濁、を、造、る、も、口、に、を、米、を、  
嚼、て、麴、と、す 海、島、遠、信、の、製、酒、  
以、口、嚼、生、米、為、麴、 又、白、鬼、黒、鬼、と、云、て、馬  
桶、に、飯、を、盆、取、糞、を、厭、て、り、尿、桶、を、手、を、洗、ふ 祀、境、  
其、考、飯、也、牛、猪、鷄、鴨、及、麴、餅、而、已、如、遇、飯、食、盛、飯、之、器、即、  
狗、馬、桶、倒、去、屎、糞、以、為、盛、飯、之、用、如、黒、鬼、在、厨、下、手、上、或、  
桶、在、尿、桶、内、洗、手、皆、不、知、汚、穢、又、汚、夷、大、津、濱、上、陸、時、厨、下、  
上、り、て、桶、を、群、も、な、く、手、を、洗、ふ、と云、変、怪、行、行、し、  
て、礼、を、を、知、ら、ず、犬、羊、の、如、く、有、る、人、怪、の、辱、れ、汚、穢、  
有、る、事、存、在、を、以、推、知、す、と云、

嘉永甲寅丑星刑加船浦賀ニ希リ長夷ア一タハスト在形備エ  
應接アリ酒肴を効リ也 ア一タハスト左腰し非礼と云々を以テ  
容貌小兒の如く其の才ハ傍若無人の推府ニ責をハシテ  
食ハ酒ハ茶碗を以テ仰向して一等飲妙酔て倒置伏下あり嘔  
吐下あり後更四リ食物を食ハ芝草を以テ推止けて争ハ  
食ハ九年甫を食ハ糞ハ如く菓子と食ハト山見の如く男子ハ其面  
白ハ以テ婦人ヲ安セんと云ハト一市中に因行ハ付テ食物ヲ  
以テ食ハ又私中トシ役人ト應對の時ト立寄りキキ長夷の足ハつき  
高リてト後摺リ其ハ蜜柑大根トを効ル付ト其長夷ハ以テ之  
世々其ハ長夷ヲ打テ大根ヲ折テ生ハ食ハ蜜柑ハ皮ヲ剥

アハト嗤ハル孤其状然如ク禽獸ト云々

### 學校

西洋諸國學校を設テ人ヲ育テ盛ニシ程トシ其教ト  
テ所ハ天文地理醫術物産諸國の言語ホのこトシ人  
人獨ニ明ニテ事ヲ不知天文ヲ存ハ居ホれト天文  
ト云ハの前ト云ハル天地ヲ死物トシ人ヲ益シ  
地理ト諸國の形勢ヲ知リ開ハクテ事ヲ以テ山嶽  
の高低山脈火砕山ヲ論テ其空理トシ人ヲ益シ  
術ト巧者事ヲ以テ外科ハ在巧者ヲ育レト内治に  
至テハ多く速効ヲ示シ居根ヲ治テ今時常伝醫術ト



乙と欲しエケレスの援を以て其城を圍む嗣王ハ素人ト叔  
を求め其圍を解其位を固し正之見しより按父子を  
擧ぐハ不孝不義勿論ハ何事國を以てわらハ人ト不存と  
多之を父よりエケレス一援を乞ふより子護ハ素素の  
臣より其君命に從てに他を引てそ君に討討  
乞ふ所ありエケレス不忠の臣をわらハ人ト不存と  
西洋の國君臣父子の乃を乞ふる事ハ

荷語生際

寛文六年風説南蛮人居し夕チンと一國を老年何  
蘭陀にわらわ居し西國の國ハホルカと中在下ハ夕チンより

五六里程の地ありエケレス國ハ高賣船を乗りけり  
乃ハ方々ありホルカハ夕チンに内より有と云何と云葉河不  
し高賣の船に居りて之を便を乞ふハエケレス人  
ハ南蛮人とエケレス儀ハ縁者より高賣の船中  
ときり正物しを後何蘭陀本國へエケレス人方より使者船  
を以て越ハル度ホルカ高賣の船より夕チンに居し何蘭  
陀人ハ此船に高賣の船に居りてホルカ長官の代物大分積  
むし此代物より積限方より夕チンに寄る名を日  
より夕チンに城を以て方諸付す其使者船を以て返す  
中此船に付エケレス人と何蘭陀人と申す事あり柄夕チン



より、同正、押寄せ合戦、及び、後ハ、寛文四年、  
町屋下、逆、陸、し、若、兵、此、討、侍、り、王、孫、の、内、を、國、主、と、す、  
舊、後、と、有、り、復、侍、り、國、中、制、と、す、和、と、あり、也、

請佛二寺和蘭船を奪

天保四年、風、説、り、フ、ラ、ン、ス、の、日、ブ、ラ、ン、ト、和、蘭、の、配、下、  
あり、同、法、と、有、り、前、年、より、交、往、す、フ、ラ、ン、ス、エ、ケ、レ、ス、  
和、平、を、取、扱、し、和、蘭、王、承、川、等、り、依、り、其、の、一、半、船、海、上、  
と、出、張、吹、揚、じ、和、蘭、一、往、來、の、二、船、を、奪、り、石、と、取、扱、  
を、取、川、と、質、し、和、と、和、平、取、扱、可、之、と、取、扱、し、和、蘭、の、國、  
法、を、背、き、る、和、蘭、王、承、川、等、り、其、の、一、半、船、を、奪、り、石、と、取、扱、

を、並、之、可、也、と、有、り、高、船、を、奪、り、和、平、を、要、求、す、り、  
附、國、上、交、の、礼、と、云、ふ、之、や、其、事、の、國、禮、を、知、り、可、也、  
徑、り、す、る、和、蘭、人、情、と、有、り、事、も、少、事、也、又、翌、年、の、風、  
説、に、ブ、ラ、ン、ト、の、王、ハ、エ、ケ、レ、ス、の、人、を、自、立、の、王、と、有、り、フ、ラ、ン、ス、  
と、其、を、奪、り、と、有、り、前、に、國、法、を、背、き、と、云、ハ、即、ち、其、の、自、立、せ、り、  
と、有、り、故、和、蘭、ハ、是、れ、後、に、有、り、請、佛、の、二、國、ハ、  
其、の、不、縁、と、國、に、初、大、和、平、を、取、扱、し、と、又、和、蘭、の、配、下、に、  
自、立、す、る、義、と、非、二、國、非、其、の、者、と、有、り、二、船、を、奪、り、和、  
を、要、求、す、る、義、と、又、其、の、禮、儀、を、知、り、可、也、と、有、り、其、の、本、  
より、論、ず、る、不、足、



祖國王放銃

天保八年丙申風後去年フランス國の都ハレイスに於て  
國王ローテウエイキヒリス父子の通行を足掛二階より  
二十五挺の銃砲を射放し所附流者も四拾六人即死拾  
八人予負之天幸よし國王父子も危難を免れ今後味  
い上葎江の者も人存瞻も者多人刑罰も行し至る風後  
エケレス國女王系車に對し短筒一挺打掛者も三挺に  
危す場合日及く夏、等嘉永四年の風後フロイスの於て  
存す狂人あり短筒を以國王に打掛而只銃中りし西  
洋諸國も王も皆其致れするは者の中より王を殺んと

銃を放ハ甚し 十五年に中より根之り 三層あり 西洋諸  
國の風後度悪なるも如此

諸島屬國尙叛

天保五年風後エケレスに於てブリストル其他中不に一核  
起り國制を改めり考す又後、嘉永九年風後アメリカの四  
エケレスの配下カナタの者は一核を起し其下の惣勢も右押  
と勢之しく、故エケレスを國にす軍艦を集り十年風  
後カナタの一核今に静り、嘉永十二年風後昨今未エケレス  
又配東印度の地アハハシスの國民エケレス人等を對し  
殺害し、右の地未も戦争今に静り、嘉永正屬風後

誘尼利ハ前年及領事ト際若クハ<sup>ニコシヤ</sup>ト行ハ大戦有元  
 来エケレスト際若クハ和約ありト際若クハ苦約未モ不守  
 ありテ我子及ヒエンジマボの内其地方エケレスト屬下<sup>誘尼</sup>  
 島<sup>誘尼</sup>人民降初リ連兵鎮守成風徒誘尼利  
 有行そ任比其屋等以飛人並放物ニ加度不存ト下人民  
 共意ト相背昨年未初一發降初兵鎮守成誘尼利不  
 事飛人船々卸之民少相離執事ト有之降初釋り且  
 誘尼利友府之民ト其義ト有之付有り不存を以又北  
 亞墨利加洲<sup>誘尼</sup>利領カナタリ於テ昨年降初有之其  
 連<sup>釋り</sup>也<sup>天保九年</sup>カテタリ一撥初リ十年<sup>ノ</sup>釋ラ<sup>四年</sup>  
 至<sup>て</sup>又降初月其改令に非道の事有<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>之<sup>を</sup>

辛亥の風説トエケレス不領印度地ト云 フーシヤ<sup>ベンシヤ</sup>  
 又ケレスト宵き之性エケレス軍勢の爲トエケレスの所領  
 ト其年並年ト至テハ此属國に宵ト其力有之見<sup>る</sup>時ハエケ  
 レス極盛トト<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>ト<sup>ト</sup>人心を<sup>ゆる</sup>ト<sup>悲</sup>ト<sup>半</sup>知<sup>有</sup>シ

佛夷内乱

フランスト云ホナハルテの乱ハ西洋の大乱ト其人の智而之此  
 ニ至テモ天保十三年風説フランス國所<sup>ニ</sup>於テ徒黨を得<sup>テ</sup>一  
 連<sup>ト</sup>釋<sup>リ</sup>ト<sup>然</sup>ニ國王并ニ王子ホの命<sup>ヲ</sup>掛<sup>リ</sup>ト<sup>後</sup>ヲ示<sup>合</sup>シ  
 者並、及<sup>テ</sup>露<sup>國</sup>ト<sup>嘉</sup>永元年風説其<sup>ト</sup>フランス<sup>國</sup>の政事ハ  
 変化あり肯<sup>存</sup>巴里斯<sup>ト</sup>烈<sup>キ</sup>一撥<sup>起</sup>リ三月の間又兵<sup>ト</sup>

士と戦闘ありし軍兵多分人民の方子附仕國王及び眷屬も  
フランスを去ル傍厄利へ出奔侍人民を以てハ國王を去る事  
伺より叔人を撰て一日を支配を定むと云ふ事申す後き難き  
儀と凡そ侍二年風説フランスを一個にして小所持者利を乞  
侍民の金貨を半等に分ち一個にして小所持者利を乞  
と謂ふ此一揆の後意を以て中よりのみを為し一人と  
去年巴理行ふ駭起り府民等遂に府内の街と高小銃  
大煩打合ひ叔人死亡す一揆の者戦負れは僅一  
二月の府政を以て行ふ事と云ふ國法ハ總府民の擇  
奉を僅々其言多き擇いしは僅じ下の大徳叙りて

挙四年を限り其任は居りし之フランス部中人民大  
半ハフランス王の此亂より王位を離るるを哀し其一族中  
往時の王の子孫を以て再王位を授けんと希ふ三年風説  
フランス國土人の事不同し右土人の一揆より土民所  
持の所有物半等に分ちの金貨を乞ふ元年右存念堂く事奉  
時又て王の命を執中バレイスの位民を各一所に居權  
者多くハ下賤の者も去るハレイスレイオン地を一揆起し  
而官府の下知事我より其地を殺害すこと四年風説  
フランスの先王去るエケレス國中に死す國民所持の所有物  
分ちたり國中少折合はる事國民方より右記の事



清人英吉利或ハ英國英人をも書す語も亦北秋より  
出づる國も亦秋を賦する事をも知れ又ハ語事の  
清にても漢字を字とするの稱語も亦亦字を用ふる  
を清人無職にして其稱語も亦亦其説を以て  
神州にても其説を用ふる事不見識あり

### 曆法

西洋より唐土天竺西利比西等の紀年を呼ばマアニヤ  
アルと云マアニヤ月あり ヤアルと云なり是皆その大陰の  
圓缺の周を月を以て歳をなすなり 西洋の紀年を  
ゾン子ヤアルと云ゾン子と日あり 是太陽の躔度と圓を

月を以て一年をあり 一年十二箇月三万六千五百五十二  
四年十一にジ一日を以て三万六千五百五十二日と云  
あり月の圓缺の日の下に附記あり又其説に唐土亦の  
曆を太陰の曆と云 按此説を直聽 蓋説する所の西  
洋の曆を陽を以て漢土の曆を陰を以て云なり 其  
見あるは極く漢土の曆法を既して二分を以て四時を  
以て太陽の行進南北一周するを以て一年を記す 大  
陽を以て一年を記す 其亦太陽の曆を以て云 雖し月の  
圓缺を以て一月を記するハ天運の自然之態 陽を以て綱とし  
太陰を以て目とするハ即ち易に云く 一君二民の道理

ノ叶ハ元是漢土の曆ハ天地陰陽の自極ト因るもの之  
西洋の曆八月を起るるノ自極の圖缺字ト云フ晦朔弦  
望ト紀月の用を考スルに圖缺を日の下ト附記する  
事頗シ一月あり之を四年ト一口を塔ト云フ同月あり  
ハ氣居ト云フ之は陰陽を設テ云フヤト云フあり  
所詮ありたる事一月のハリを考スルニ高ト云フ同  
月あり極ト云フ事蓋の事之類ト氣居ト云フト左  
陽ト云フト太陰ト云フト獨陽の理ト云フ天地陰陽  
の生理トあり之を一年の功を以十二月の陰を統る  
事天地の自然ト云フ之を以陽曆ト云フ事

多産

船長日記新イノ記云ク此ノ者ノ名をラテガト云五十  
五歳妻ハ五十五歳ニ一後ト子ニ十五人あり男十二人女  
十四人あり按テ一婦ト云ク生云日の多き如クト云テ事未  
見有リ及テる事ノ大率ト云フク醜類なレハ生云日の  
多ク事ト云テ大率ト云フ事ト見テ職方外記ト  
既入多國必人恒一乳生三子ト云フ事ト云テ此ト云テ



3

Faint, illegible handwriting, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

3

雜  
一